
プロジェクト 時価の算定に関する会計基準

項目 第 457 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 457 回企業会計基準委員会（2021 年 5 月 18 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられたコメントへの対応

投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定

2. 本公開草案第 24-2 項の「市場における取引価格」は、金融商品取引所等の市場に上場している投資信託のその市場における取引価格としており、時価算定会計基準が市場を取引所市場に限定せず、ディーラー市場、ブローカー市場、相対市場等を含むより広い概念として捉えていることとは異なるが、投資信託についてそのように市場を位置付けた理由を確認したい。
3. 「市場における取引価格」における市場を金融商品取引所等と限定し、相対取引を含めないのは、あくまでも現時点では、日本において相対での取引価格が容易に把握できず、観察可能なインプットにはならないからであると理解しているが、こうした状況が将来も不変であるとは限らない。時価算定会計基準において、様々な市場が定義されている中、本適用指針において市場を特定のものに限定するのであれば、こうした状況も踏まえた理由付けをすべきと考える。また、基準価額で解約できるというところについて、これも市場価格ではないかと誤解が生じかねないため、解約は市場取引でないことを説明するべきではないか。
4. 未公開株式に投資する投資信託の取扱いについて、「その投資信託という形式により市場価格のない株式等を間接的に保有している場合と市場価格のない株式等を直接保有している場合とでは、経済実態が異なると考えられる」としているが、経済実態というだけでは分かりにくい。例えば、保有目的なのか、又は金融商品の設計上の特性なのかといった、特に重要な判断要素を明確にしたほうが良いと考える。
5. 仮に、未公開株式の場合は時価で評価し、投資信託の場合は構成資産の時価の合計額に一定の調整を加えて評価するといった会計基準の体系であるならば、経済実態の差がその調整に反映されていると説明することは納得的かもしれないが、未公開

株式を直接保有した場合は時価評価しないので、未公開株式を直接保有している場合と投資信託を通じて間接保有している場合との会計処理の違いを、経済実態の差によって説明することは、十分に納得的とはいえないのではないか。経済実態よりも形式を優先して、ほとんど同じ経済実態でも異なる会計処理を適用するという形になってはいないか懸念している。

投資信託財産が金融商品である投資信託における注記

6. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託はレベル 3 に該当することが多いと考えられるとしている一方、こうした投資信託をレベル 3 に含めない取扱いは、矛盾しているのではないか。また、レベル 3 に含めないことと、時価の注記では他の金融商品と区別しないことは整合的ではないと考える。
7. 時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記において、基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託の時価を表の欄外に記載するか、レベル 1~3 とは別の列を設けた上で合計額に含めるかなど、記載にばらつきが生じ得るため、設例の形で記載頂きたい。
8. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託について、「時価をもって貸借対照表価額とする投資信託」と「時価を注記する投資信託」を区別して記載することとしているが、後者については該当するものが想定されないのであれば、事務局の修正案にあるような別途の定めを置く必要はないと考えられる。
9. 調整表の開示の要否に関して、IFRS 基準と比べて日本基準を緩めるべきではないとして、調整表の開示は必要であるという非常に強い意見が利用者の一部から出ている。また、調整表の作成については、重要性が乏しい場合には不要と整理頂いているが、利用者としても重要性が乏しい場合にまで調整表を求めるものではないため、この整理に同意する。
10. 調整表は情報開示の観点から有用であるため作成すべきとの考え方は理解するが、レベル 3 には該当しない時価と整理されているものが、一方でレベル 3 に相当するため調整表の作成が必要であるとするのは矛盾するため、概念整理を今一度行う必要がある。
11. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託について、貸借対照表計上額の合計額に重要性がない場合は調整表の作成は不要である旨整理されているが、金融商品時価開示適用指針では、重要性が乏しい場合には不要という書き方をしており、記載の平仄を確認頂きたい。

投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定

12. 解約等に関する重要な制限の判断基準について、「金額的重要性により行うことが適切と考えられる」としているが、基準価額に対して調整が必要なケースというのは、解約制限の他に別の要素も加わった状況下で生じるものとする。この別の要素について、基準価額を時価とみなす取扱いを適用するための要件として識別していくことは困難であるため、現実的な解決方法として、重要な解約制限があり、かつ、明らかに基準価額から調整が必要な場合という、2つの条件を置くのはどうか。

組合等への出資の時価の注記

13. 「市場価格のない株式等」に含めて取り扱うことが許容されるか確認を求めるコメントへの対応の記載については、前回の審議における意見を踏まえて、2019年の時価算定会計基準の公表時のコメント対応表の内容を参考に記載を追加しているが、「従来から時価をもって貸借対照表価額とすることは求められておらず」という記載は、公開草案から変更した理由としては分かりにくい可能性があるため、組合等に係る会計処理をより具体的に記載する方向での修正を検討頂きたい。

以 上